

基発第0319002号
平成21年3月19日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公 印 省 略)

労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則の一部を改正する省令の
施行について

労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成21年厚生労働省令第16号。以下「改正省令」という。）が平成21年2月19日に公布され、平成21年4月1日（一部については平成22年1月1日）から施行されることとなった。

については、下記の事項に留意の上、事務処理に遺漏なきを期されたい。

（注）法令の略称は、次のとおりである。

徴収法=労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）

徴収則=労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則（昭和47年労働省令第8号）

労災則=労働者災害補償保険法施行規則（昭和30年労働省令第22号）

労基則=労働基準法施行規則（昭和22年労働省令第23号）

記

第1 労災保険率等の改正について

1 改正の趣旨

労災保険率、非業務災害率、第2種特別加入保険料率及び第3種特別加入保険料率については、事業の種類ごとに過去3年間の災害率等を基礎として、原則として3年ごとに見直しを行っているところであり、今般、一部の事業の種類に係る労災保険率及び第2種特別加入保険料率の改正を行うとともに、第3種特別加入保険料率及び非業務災害率の改正を行うものである。

また、請負による建設の事業であって、賃金総額を正確に算定することが困難なものについては、その請負金額に事業の種類ごとに定められた労務費率を乗じて得た額を賃金総額とする特例が定められているが、請負金額に占める労務費の割合に関する実態調査の結果に基づき、一部の事業の種類に係る労務費率の改正を行うものである。

さらに、雇用保険法等の一部を改正する法律（平成19年法律第30号）により、平

成22年1月から船員保険事業のうち職務上疾病及び年金部門を労働者災害補償保険制度に統合することに伴い、「船員法（昭和22年法律第100号）第1条に規定する船員を使用して行う船舶所有者（船員保険法（昭和14年法律第73号）第3条に規定する場合にあつては、同条の規定により船舶所有者とされる者）の事業」を新設し、その労災保険率を1000分の50とすることとする。なお、当該改正に係る施行期日は平成22年1月1日であり、事務処理上の留意点については、別途通達する。

2 労災保険率及び労務費率の改正内容

(1) 漁業に係る労災保険率の改正（徴収則第16条第1項及び別表第1関係）

「海面漁業（定置網漁業又は海面魚類養殖業を除く。）」は「1000分の32」（現行1000分の41）、「定置網漁業又は海面魚類養殖業」は「1000分の41」（同1000分の40）とすること。

(2) 鉱業に係る労災保険率の改正（徴収則第16条第1項及び別表第1関係）

「石灰石鉱業又はドロマイト鉱業」は「1000分の30」（現行1000分の46）、「その他の鉱業」は「1000分の24」（同1000分の28）とすること。

(3) 建設事業に係る労災保険率及び労務費率の改正

① 労災保険率（徴収則第16条第1項及び別表第1関係）

「水力発電施設、ずい道等新設事業」は「1000分の103」（現行1000分の118）、「道路新設事業」は「1000分の15」（同1000分の21）、「舗装工事業」は「1000分の11」（同1000分の14）、「鉄道又は軌道新設事業」は「1000分の18」（同1000分の23）、「建築事業（既設建築物設備工事業を除く。）」は「1000分の13」（同1000分の15）、「機械装置の組立て又は据付けの事業」は「1000分の9」（同1000分の14）、「その他の建設事業」は「1000分の19」（同1000分の21）とすること。

② 労務費率（徴収則第13条第1項及び別表第2関係）

「舗装工事業」は「19%」（現行20%）、「鉄道又は軌道新設事業」は「24%」（同23%）、「既設建築物設備工事業」は「22%」（同21%）「機械装置の組立て又は据付けの事業」のうち「その他のもの」は「22%」（同21%）とすること。

(4) 製造業に係る労災保険率の改正（徴収則第16条第1項及び別表第1関係）

「食料品製造業（たばこ等製造業を除く。）」は「1000分の6.5」（現行1000分の7.5）、「たばこ等製造業」は「1000分の5.5」（同1000分の6.5）、「繊維工業又は繊維製品製造業」は「1000分4.5」（同1000分の5.5）、「木材又は木製品製造業」は「1000分の15」（同1000分の18）、「パルプ又は紙製造業」は「1000分の7」（同1000分の7.5）、「印刷又は製本業」は「1000分の4.5」（同1000分の5）、「化学工業」は「1000分の5」（同1000分の6.5）、「陶磁器製品製造業」は「1000分の18」（同1000分の17）、「金属精錬業（非鉄金属精錬業を除く。）」は「1000分の7」（同1000分の7.5）、「非鉄金属精錬業」は「1000分の8.5」（同1000分の7.5）、「金属材料品製造業（鋳物業を除く。）」は「1000分の7.5」（同1000分の8.5）、「鋳物業」は「1000分の19」（同1000分の18）、「金属製品製造業又は金属加工業（洋食器、刃物、手工具又は一般金物製造業及びめつき業を除く。）」は「1000分の11」（同1000分の14）、「洋食器、刃物、手工具又は一般金物製造業（めつき業を除く。）」は「1000分の7.5」（同1000分の9）、「めつき業」は「1000分の6」（同1000分の8.5）、「機械器具製造業（電気機械器具製造業、輸送用機械器具製造業、船舶製造又は修理業及び

計量器、光学機械、時計等製造業を除く。）」は「1000分の6.5」（同1000分の7）、
「電気機械器具製造業」は「1000分の3.5」（同1000分の4.5）、「輸送用機械器具
製造業（船舶製造又は修理業を除く。）」は「1000分の5」（同1000分の6）、「船舶
製造又は修理業」は「1000分の23」（同1000分の22）、「計量器、光学機械、時計
等製造業（電気機械器具製造業を除く。）」は「1000分の3」（同1000分の4.5）、「貴
金属製品、装身具、皮革製品等製造業」は「1000分の4」（同1000分の5.5）、「そ
の他の製造業」は「1000分の7.5」（同1000分の8）とすること。

(5) 運輸業に係る労災保険率の改正（徴収則第16条第1項及び別表第1関係）

「交通運輸事業」は「1000分の5」（現行1000分の5.5）、「貨物取扱事業（港湾貨
物取扱事業及び港湾荷役業を除く。）」は「1000分の11」（同1000分の13）、「港湾
貨物取扱事業（港湾荷役業を除く。）」は「1000分の12」（同1000分の13）、「港湾荷
役業」は「1000分の17」（同1000分の23）とすること。

(6) 電気、ガス、水道又は熱供給の事業に係る労災保険率の改正（徴収則第16条第1
項及び別表第1関係）

「電気、ガス、水道又は熱供給の事業」は「1000分の3.5」（現行1000分の4.5）と
すること。

(7) その他の事業に係る労災保険率の改正（徴収則第16条第1項及び別表第1関係）

「ビルメンテナンス業」は「1000分の6」（現行1000分の6.5）、「通信業、放送業、
新聞業又は出版業」は「1000分の3」（同1000分の4.5）、「卸売業・小売業、飲食店
又は宿泊業」は「1000分の4」（同1000分の5）、「金融業、保険業又は不動産業」は
「1000分の3」（同1000分の4.5）、「その他の各種事業」を「1000分の3」（同1000分
の4.5）とすること。

3 第2種特別加入保険料率及び第3種特別加入保険料率の改正内容

(1) 第2種特別加入保険料率の改正（徴収則第23条及び別表第5関係）

労災則第46条の17第2号の事業（土木、建築その他の工作物の建設、改造、保存、
修理、変更、破壊若しくは解体又はその準備の事業）は「1000分の19」（現行100
0分の20）、労災則第46条の17第4号の事業（林業の事業）は「1000分の52」（同10
00分の51）、労災則第46条の17第5号の事業（医薬品の配置販売の事業）は「1000
分の7」（同1000分の6）、労災則第46条の17第6号の事業（再生利用の目的となる
廃棄物等の収集、運搬、選別、解体等の事業）は「1000分の13」（同1000分の12）、
労災則第46条の18第2号イの作業（国又は地方公共団体が実施する訓練として行わ
れる作業のうち、求職者を作業環境に適応させるための訓練として行われる作業）
は「1000分の5」（同1000分の6）、労災則第46条の18第3号イ又はロの作業（家内
労働法（昭和45年法律第60号）第2条第2項の家内労働者又は同条第4項の補助者が
行う作業（以下「家内労働者又は補助者が行う作業」という。）のうち、①プレ
ス機械、型付け機、型打ち機、シャー、旋盤、ボール盤又はフライス盤を使用し
て行う金属、合成樹脂、皮、ゴム、布又は紙の加工の作業又は②研削盤若しくは
バフ盤を使用して行う研削若しくは研ま又は溶融した鉛を用いて行う金属の焼入
れ若しくは焼きもどしの作業であつて、金属製洋食器、刃物、バルブ又はコック
の製造又は加工に係るもの）は「1000分の16」（同1000分の17）、労災則第46条の
18第3号ハの作業（家内労働者又は補助者が行う作業のうち、労働安全衛生法施行

令（昭和47年政令第318号）別表第6の2に掲げる有機溶剤又は有機溶剤中毒予防規則（昭和47年労働省令第36号）第1条第1項第2号の有機溶剤含有物を用いて行う作業であつて、化学物質製、皮製若しくは布製の履物、靴、袋物、服装用ベルト、グラブ若しくはミット又は木製若しくは合成樹脂製の漆器の製造又は加工に係るものは「1000分の7」（同1000分の6）、労災則第46条の18第2号ロの作業（国又は地方公共団体が実施する訓練として行われる作業のうち、求職者の就職を容易にするために必要な技能を習得させるための職業訓練であつて事業主又は事業主の団体に委託されるもの（厚生労働大臣が定めるものに限る。）として行われる作業）は「1000分の5」（同1000分の6）、労災則第46条の18第1号イの作業（農業（畜産及び養蚕の事業を含む。）における作業のうち、厚生労働大臣が定める規模の事業場における土地の耕作若しくは開墾、植物の栽培若しくは採取又は家畜（家きん及びみつばちを含む。）若しくは蚕の飼育の作業であつて、動力により駆動される機械を使用する作業、高さが2メートル以上の箇所における作業、労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号）別表第6第7号に掲げる酸素欠乏危険場所における作業、農薬の散布の作業又は牛、馬又は豚に接触し、若しくは接触するおそれのある作業）は「1000分の9」（同1000分の8）、労災則第46条の18第4号の作業（労働組合法（昭和24年法律第174号）第2条及び第5条第2項の規定に適合する労働組合その他これに準ずるものであつて厚生労働大臣が定めるもの（常時労働者を使用するものを除く。以下「労働組合等」という。）の常勤の役員が行う集会の運営、団体交渉その他の当該労働組合等の活動に係る作業であつて、当該労働組合等の事務所、事業場、集会場又は道路、公園その他の公共の用に供する施設におけるもの（当該作業に必要な移動を含む。））は「1000分の4」（同1000分の5）、労災則第46条の18第5号の作業（介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成4年法律第63号）第2条第1項に規定する介護関係業務に係る作業であつて、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練又は看護に係るもの）は「1000分の6」（同1000分の7）とすること。

(2) 第3種特別加入保険料率の改正（徴収則第23条の3関係）

海外派遣者である特別加入者に係る第3種特別加入保険料率を「1000分の4」（現行1000分の5）とすること。

4 非業務災害率の改正（徴収則第16条第2項関係）

非業務災害率を「1000分の0.6」（現行1000分の0.8）とすること。

第2 事務処理上の留意点

1 改正労災保険率等の適用について

改正省令により労災保険率及びこれを基礎とする第1種特別加入保険料率、第2種特別加入保険料率、第3種特別加入保険料率並びに労務費率が改正される事業等について、改正省令の施行後において一般保険料、第1種特別加入保険料、第2種特別加入保険料及び第3種特別加入保険料の額を算定する場合には、次によるものとする。

(1) 継続事業に係る一般保険料の額の算定に当たっては、平成21年3月31日以前の

期間に係る一般保険料については、改正省令による改正前の労災保険率（以下「旧労災保険率」という。）により算出し、平成21年4月1日以降の期間に係る一般保険料については、改正省令による改正後の労災保険率（以下「新労災保険率」という。）により算出すること。当該事業に係る第1種特別加入保険料についても同様であること（改正省令附則第2項関係）。

- (2) 有期事業（一括有期事業として一括される個々の有期事業を含む。）に係る一般保険料の額の算定に当たっては、平成21年3月31日以前に労災保険に係る保険関係が成立している事業の一般保険料については、旧労災保険率及び改正省令による改正前の労務費率により算出し、平成21年4月1日以降に労災保険に係る保険関係が成立する事業の一般保険料については、新労災保険率及び改正省令による改正後の労務費率（以下「新労務費率」という。）により算出すること。当該事業に係る第1種特別加入保険料についても同様であること（改正省令附則第3項及び第4項関係）。
- (3) 改正省令施行の際、現に一括有期事業とされている請負による建設の事業のうち、「舗装工事業」、「鉄道又は軌道新設事業」、「既設建築物設備工事業」又は「機械装置の組立て又は据付けの事業」のうち「その他のもの」であって、①請負金額に労務費率を乗ずることにより賃金総額を算定し、かつ、②平成21年度の賃金総額の見込額が平成20年度の賃金総額の100分の50以上100分の200以下であるものについての平成21年度の一般保険料に係る概算保険料の額の算定に当たっては、平成20年度の一般保険料に係る確定保険料の額の基礎となった賃金総額の算定に用いた請負金額に新労務費率を乗じて得た額を、当該概算保険料の額の算定に際し用いる平成20年度の賃金総額とし、その額に新労災保険率を乗じて算出すること（改正省令附則第5項関係）。
- (4) 第2種特別加入保険料及び第3種特別加入保険料の額の算定に当たっては、平成21年3月31日以前の期間に係る保険料については、改正省令による改正前の第2種特別加入保険料率及び第3種特別加入保険料率により算出することとし、平成21年4月1日以降の期間に係る保険料については、改正省令による改正後の第2種特別加入保険料率及び第3種特別加入保険料率により算出すること（改正省令附則第6項及び第7項関係）。

2 その他

改正後の労災保険率及びこれを基礎とする第1種特別加入保険料率、第2種特別加入保険料率、第3種特別加入保険料率、非業務災害率、労務費率並びに当該改正に伴う労働保険料の算定、納付方法等については、関係事業主及び労働保険事務組合に対し、周知徹底を図ること。

参考資料1 労災保険率表

参考資料2 労務費率表

参考資料3 第2種特別加入保険料率表及び第3種特別加入保険料率表

労 災 保 険 率 表

(平成21年4月1日改定)

事業の種類	事業の種類	労 災 保 険 率	
		改定前	改定後
林業	林業	1000分の 60	
漁業	海面漁業（定置網漁業又は海面魚類養殖業を除く。）	1000分の 41	1000分の 32
	定置網漁業又は海面魚類養殖業	1000分の 40	1000分の 41
鉱業	金属鉱業、非金属鉱業（石灰石鉱業又はドロマイト鉱業を除く。）又は石炭鉱業	1000分の 87	
	石灰石鉱業又はドロマイト鉱業	1000分の 46	1000分の 30
	原油又は天然ガス鉱業	1000分の 6.5	
	採石業	1000分の 70	
	その他の鉱業	1000分の 28	1000分の 24
	水力発電施設、ずい道等新設事業	1000分の118	1000分の103
建設事業	道路新設事業	1000分の 21	1000分の 15
	舗装工事業	1000分の 14	1000分の 11
	鉄道又は軌道新設事業	1000分の 23	1000分の 18
	建築事業（既設建築物設備工事業を除く。）	1000分の 15	1000分の 13
	既設建築物設備工事業	1000分の 14	
	機械装置の組立て又は据付けの事業	1000分の 14	1000分の 9
	その他の建設事業	1000分の 21	1000分の 19
製造業	食料品製造業（たばこ等製造業を除く。）	1000分の 7.5	1000分の 6.5
	たばこ等製造業	1000分の 6.5	1000分の 5.5
	繊維工業又は繊維製品製造業	1000分の 5.5	1000分の 4.5
	木材又は木製品製造業	1000分の 18	1000分の 15
	パルプ又は紙製造業	1000分の 7.5	1000分の 7
	印刷又は製本業	1000分の 5	1000分の 4.5
	化学工業	1000分の 6.5	1000分の 5
	ガラス又はセメント製造業	1000分の 7.5	
	コンクリート製造業	1000分の 14	
	陶磁器製品製造業	1000分の 17	1000分の 18
	その他の窯業又は土石製品製造業	1000分の 26	
	金属精錬業（非鉄金属精錬業を除く。）	1000分の 7.5	1000分の 7
	非鉄金属精錬業	1000分の 7.5	1000分の 8.5
	金属材料品製造業（鋳物業を除く。）	1000分の 8.5	1000分の 7.5
	鋳物業	1000分の 18	1000分の 19
	金属製品製造業又は金属加工業（洋食器、刃物、手工具又は一般金物製造業及びめつき業を除く。）	1000分の 14	1000分の 11
	洋食器、刃物、手工具又は一般金物製造業（めつき業を除く。）	1000分の 9	1000分の 7.5
	めつき業	1000分の 8.5	1000分の 6
	機械器具製造業（電気機械器具製造業、輸送用機械器具製造業、船舶製造又は修理業及び計量器、光学機械、時計等製造業を除く。）	1000分の 7	1000分の 6.5
	電気機械器具製造業	1000分の 4.5	1000分の 3.5
	輸送用機械器具製造業（船舶製造又は修理業を除く。）	1000分の 6	1000分の 5
	船舶製造又は修理業	1000分の 22	1000分の 23
	計量器、光学機械、時計等製造業（電気機械器具製造業を除く。）	1000分の 4.5	1000分の 3
	貴金属製品、装身具、皮革製品等製造業	1000分の 5.5	1000分の 4
	その他の製造業	1000分の 8	1000分の 7.5
運輸業	交通運輸事業	1000分の 5.5	1000分の 5
	貨物取扱事業（港湾貨物取扱事業及び港湾荷役業を除く。）	1000分の 13	1000分の 11
	港湾貨物取扱事業（港湾荷役業を除く。）	1000分の 13	1000分の 12
	港湾荷役業	1000分の 23	1000分の 17
電気、ガス、水道又は熱供給の事業	電気、ガス、水道又は熱供給の事業	1000分の 4.5	1000分の 3.5
その他の事業	農業又は海面漁業以外の漁業	1000分の 12	
	清掃、火葬又はと畜の事業	1000分の 13	
	ビルメンテナンス業	1000分の 6.5	1000分の 6
	倉庫業、警備業、消毒又は害虫駆除の事業又はゴルフ場の事業	1000分の 7	
	通信業、放送業、新聞業又は出版業	1000分の 4.5	1000分の 3
	卸売業・小売業、飲食店又は宿泊業	1000分の 5	1000分の 4
	金融業、保険業又は不動産業	1000分の 4.5	1000分の 3
	その他の各種事業	1000分の 4.5	1000分の 3

注）改定後が空欄の事業については、改定は行われない。

(参考資料 2)

労 務 費 率 表

(平成 2 1 年 4 月 1 日改定)

事業の種類 の分類	事 業 の 種 類	請負金額に乗ずる率	
		改定前	改定後
建設事業	水力発電施設、ずい道等新設事業	19%	
	道路新設事業	21%	
	舗装工事業	20%	19%
	鉄道又は軌道新設事業	23%	24%
	建築事業（既設建築物設備工事業を除く。）	21%	
	既設建築物設備工事業	21%	22%
	機械装置の組立て又は据付けの事業		
	組立て又は取付けに関するもの	40%	
	その他のもの	21%	22%
	その他の建設事業	24%	

(注) 改定後が空欄の事業については、改定は行われない。

第 2 種 特 別 加 入 保 険 料 率 表

(平成 21 年 4 月 1 日 改定)

事業又は作業の種類 の番号	事業又は作業の種類	第 2 種特別加入保険料率	
		改定前	改定後
特 1	労働者災害補償保険法施行規則（以下「労災保険法施行規則」という。）第 46 条の 17 第 1 号の事業（個人タクシー、個人貨物運送業者）	1 0 0 0 分の 1 4	
特 2	労災保険法施行規則第 46 条の 17 第 2 号の事業（建設業の一人親方）	1 0 0 0 分の 2 0	1 0 0 0 分の 1 9
特 3	労災保険法施行規則第 46 条の 17 第 3 号の事業（漁船による自営業者）	1 0 0 0 分の 4 6	
特 4	労災保険法施行規則第 46 条の 17 第 4 号の事業（林業の一人親方）	1 0 0 0 分の 5 1	1 0 0 0 分の 5 2
特 5	労災保険法施行規則第 46 条の 17 第 5 号の事業（医薬品の配置販売業者）	1 0 0 0 分の 6	1 0 0 0 分の 7
特 6	労災保険法施行規則第 46 条の 17 第 6 号の事業（再生資源取扱業者）	1 0 0 0 分の 1 2	1 0 0 0 分の 1 3
特 7	労災保険法施行規則第 46 条の 18 第 1 号ロの作業（指定農業機械従事者）	1 0 0 0 分の 5	
特 8	労災保険法施行規則第 46 条の 18 第 2 号イの作業（職場適応訓練受講者）	1 0 0 0 分の 6	1 0 0 0 分の 5
特 9	労災保険法施行規則第 46 条の 18 第 3 号イ又はロの作業（金属等の加工、洋食器加工作業）	1 0 0 0 分の 1 7	1 0 0 0 分の 1 6
特 1 0	労災保険法施行規則第 46 条の 18 第 3 号ハの作業（履物等の加工の作業）	1 0 0 0 分の 6	1 0 0 0 分の 7
特 1 1	労災保険法施行規則第 46 条の 18 第 3 号ニの作業（陶磁器製造の作業）	1 0 0 0 分の 1 7	
特 1 2	労災保険法施行規則第 46 条の 18 第 3 号ホの作業（動力機械による作業）	1 0 0 0 分の 4	
特 1 3	労災保険法施行規則第 46 条の 18 第 3 号ヘの作業（仏壇、食器の加工の作業）	1 0 0 0 分の 1 8	
特 1 4	労災保険法施行規則第 46 条の 18 第 2 号ロの作業（事業主団体等委託訓練従事者）	1 0 0 0 分の 6	1 0 0 0 分の 5
特 1 5	労災保険法施行規則第 46 条の 18 第 1 号イの作業（特定農作業従事者）	1 0 0 0 分の 8	1 0 0 0 分の 9
特 1 6	労災保険法施行規則第 46 条の 18 第 4 号の作業（労働組合等常勤役員）	1 0 0 0 分の 5	1 0 0 0 分の 4
特 1 7	労災保険法施行規則第 46 条の 18 第 5 号の作業（介護作業従事者）	1 0 0 0 分の 7	1 0 0 0 分の 6

第 3 種 特 別 加 入 保 険 料 率 表

(平成 21 年 4 月 1 日 改定)

対 象	第 3 種特別加入保険料率	
	改定前	改定後
海外で行われる事業に派遣される労働者等	1 0 0 0 分の 5	1 0 0 0 分の 4

注) 改定後が空欄の事業については、改定は行われない。